

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書について

八千代市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明について、次のとおりご案内します。

1. 証明書の交付について

証明書の発行を希望される方は、証明に関する申請書に特定創業支援等事業を修了したことを証する書類を添付して八千代市商工観光課までご提出ください。

特定創業支援等事業により支援を受けた次の（１）又は（２）に該当する方が証明書の交付対象となります。

（１）創業を行おうとする者

事業を営んでいない個人

（２）創業後５年未満の者

事業を開始した日または創業により設立された会社の設立日以後５年を経過していない個人又は法人

2. 証明書の有効期限について

証明書の有効期限の規定は次の３つのうち、最も早く到来する日となります。

（１）八千代市の認定創業支援等事業計画の計画期間終了日

（２）令和９年３月３１日

（３）創業後の者については、税務署に提出した開業届又は法人設立届出書に記載されている開業日（設立年月日）から５年を経過しない日

現在は原則として（１）および（２）の令和９年３月３１日が有効期限となります。

創業後の方が証明書の発行を申請する場合は、税務署に提出した開業届又は法人設立届出書をご持参ください。